

# 若越郷土研究

30の1

## 福井県下の地主制

### 展開過程の一考察

—明治・大正期を中心に—

#### 一、課題

三 上 一 夫

明治維新以降の日本近代化路線の歴史的性格を端的に表現するものの筆頭に、地主制の展開が指摘されるのは周知のとおりである。ところが全国的な地主的土地所有の歴史過程の具体的動向については、地域的にかんがりの差異が見出されるが、本稿では福井県下の地主制の展開を、その確立と後退過程に照明をあてるとともに、明治後期以降脚光を浴びる機業経営へ輸出羽二重生産と地主制との注

三上 福井県下の地主制展開過程の一考察

目すべき関連について、いささか検討を加えることにする。

なおこのさい、「地域類型論」的視角から、県下の地主制の展開過程に、いわゆる「中間型」の地域性がいかに具体的に表出するかの課題意識をふまえることを付言したい。

#### 二、明治後期の地主制の確立

福井県下の地主制の展開過程は、明治前期の「松方デフレ」による全国的なすう勢とほぼ軌を同じくし、明治一六年（一八八三）小作地率三三・八％）一二年（一八八八）

（四〇・一％）の小作地率の増大が顕著で、地主的土地所有の急速な進展がみられる。そして二五年（一八九二）（四二・三％）・三〇年（一八九七）（四二・五％）と漸増し、さらに三三年（一九〇〇）（四五・四％）の「戦後第二次恐慌」時の増加が目立つ。

ところで明治二一年の「福井県農事調査書」によると、一般に地主層が貸し付け地の小作料収入のみに依存して生活し得る一〇町歩以上の土地所有者の全土地所有者に対する比率は、わずか〇・四〇％にすぎない。これは隣

県の石川（〇・五四％）・富山（一・六四％）両県に比べても相対的に低く、また全国的にも、はなはだ低率な諸県のなかに数えられる。したがって福井県下の小作地率は、全国平均の水準を上回る高さで、明治二〇一三〇年代にかけて割と早期に地主・小作関係の広汎な展開がみられるが、土地集中・集積の規模は左程大きくなく、むしろ他の諸府県に比べ、大地主のきわめて少ない地域性をみとることができ。

この点、北陸三県と東北機業県三県（宮城・山形・福島）の明治二三年（一八九〇）の貴族院多額納税議員互選者の国税納入額により、上位一五名の地主層の規模を比較・検討してみたい。

第1表によると、福井県では二〇〇円以上五〇〇円未満が一〇人、五〇〇円以上一、〇〇〇円未満が五人で、一、〇〇〇円以上は全くない。ところが富山・石川の北陸二県は、五〇〇円未満のものはなく、いずれも福井県の方とは規模が大きい。また東北三県のうちの福島県にも五〇〇円未満のものが四人いるが、他の山形・宮城両県はすべて五〇〇円以

第1表 貴族院多額納税議員互選者の納税額および土地所有規模調  
(北陸3県・東北3県・明治23年)

地域	県名	納税額区分									国税納税額		推定土地所有規模		
		以上 200円	以上 500	以上 1000	以上 1500	以上 2000	以上 3000	以上 4000	以上 5000	以上 7000	10000 ~12000	最高	最低	最高	最低
東北	宮城		11	3	1	1						2,242円	501円	486.6町 (494)	108.6町
	山形		5	7	3	1						2,948円	906円	482.3町 (490)	148.1町
	福島	4	10	1								1,130円	413円	192.7町 (196)	70.4町
北陸	富山		5	8	2							1,982円	888円	252.4町 (256)	113.1町
	石川		14	1								1,058円	567円	140.4町 (143)	75.2町
陸	福井	10	5									863円	357円	98.5町 (100)	40.7町

注：1) 神立春樹『明治期農村織物業の展開』(東京大学出版会刊、昭和49年)第128表、安良城盛昭『地主制の展開』(『岩波講座・日本歴史16』昭和37年)第2・25表による。  
2) 『推定土地所有規模』欄の「最高」の( )内は指数。

若越郷土研究 三〇巻一号

上で、またこれら三県のいずれもが、福井県の分とははるかに規模の大きいことが分かる。いっぽう各県の最大の地主は、福井県で九八・五町(推定)と一〇〇町に満たないのに対して、石川県(一四〇・四町)が一・四三倍、富山県(二五二・四町)が二・五六倍となる。さらに東北の宮城(四八六・六町)・山形(四八二・三町)両県は四・九倍、福島県(一九二・七町)で一・九六倍となる。このように北陸・東北の機業県のなかでも、福井県では大地主とはいっても、その規模がこれとさらに小さいことが特に注目をひく。

そこで本県での地主制が確立するのは明治三〇年代で、いわゆる全国の「地域類型論」的視角から研究史の示す先進的な「近畿型」地域の二〇年代確立とは若干遅れ、また後進的な「東北型」地域の四〇年代確立とは早いという、まさしく群馬・埼玉・長野・岐阜などの諸県とほぼ同じく、「中間型」としての地域性が明確にうかがわれる。

たとえば三方郡鳥浜村(現、三方郡三方町鳥浜)の小堀善七家の場合、同家の明治前期から後期にかけての土地集積状況は、一四年から三〇年までに田畑・宅地・山林等を含めた総反別が五町三畝二七步(四八件、買受金総額四、三四六円一〇六)となる。そのうち田地だけを見ても、一九年までの「松方デフレ」期で、全体(三町五反一九步)の二七％に当たる九反四畝六步の取得が判明する。

またこうした地主制の確立にともなう「時代の資本転化」については、第2表にみるとおり、明治三〇年代において活発化し、銀行(地方・中央)・公債への有価証券投資がみられ、さらに日露戦争を契機に早くも海外投資がなされるのである。これら小堀家にみる土地集積や投資活動は、当時の県下農村社会の地主層に共通する動向として把握することができる。

事実福井県下の明治二〇年代後半からの私立普通銀行の群生がみられるなかで、明治三一年(一八九八)、従来の商業金融を中心とするのとは異なり、地域農工発展のための不動産抵当による長期低利資金を融資する福井農工銀行が設立される。さらに翌三二年、地域の産業界の期待に応える形で福井銀行が創設されるが、こうした金融機関には、県下各

第3表 地主制衰退の指標

年次	小作地率	50町歩以上地主戸数	小作争議数
明治36(1903)	43.6%		
41(1908)	45.4	2,217	
大正6(1917)	46.2	2,364	85
7(1918)	46.1	2,428	256
8(1919)	46.0	2,451	328
9(1920)	46.3	2,435	408
10(1921)	46.3	2,396	1,680
11(1922)	46.4	2,354	1,578
12(1923)	46.5	2,305	1,917
13(1924)	45.9	2,333	1,532
14(1925)	45.8	2,249	1,701
昭和1(1926)	45.8	2,195	2,751
2(1927)	45.8	2,173	1,665

注：中村政則『近代日本地主制史研究』（東京大学出版会、昭和54年）第25表による。

第2表 小堀家投資調

	明治29年 7月現在	明治31年 11月現在	明治34年 2月現在
貸付金	2,370円	1,310円	1,200円
軍事公債	1,600円	1,900円	1,900円
三方銀行株	—	840円	385円
福井県土木公債	—	500円	1,500円
福井県農工銀行株	—	250円	1,000円
日本勸業債	—	200円	440円
計	3,970円	5,000円	6,425円

注：「家事記録簿」(第2号)(三方郡三方町、小堀善七家蔵)による。

農商株式会社株 (明治34年2月設立)	計 177株	(明治36年買入)
朝鮮国釜山京城間鉄道株式会社株 (明治34年12月設立)	30株(計300円)	(明治37年買入)

注：「家事記録帳」(第3号)(同家蔵)による。  
(以上、『福井県史』〔資料編10〕(近現代1)(福井県刊 昭和58年)所収。)

地の大地主が役員として参加し、また積極的な投資活動を行うのが注目をひく。いっぽう明治二〇年(一八八七)に福井市に導入された輸出二重生産を周辺の農村部に取り入れたのは主として中小地主層であり、かれらこそ以後の三〇年代の発展をにない、さらに四〇年代の動力化を懸命に押し進めたのである。こうした本県機業のめざましい発展と地主制との緊密な関連性については後述したい。

三、大正後期の地主制の後退

大正期における日本資本主義の独占段階への移行にともない、地主制の構成的比重が次第に低下することは、研究史の指摘するところである。とりわけ大正後期の一九二〇年代前半に全国的な地主制後退の動向が表出する。その第一の指標として第3表にみるとおり、小作地率の推移は、大正九年(一九二〇)一二年(一九二三)が四六・三〜四六・五%で、一九二〇年代前半でほぼピークに達することが分かる。また五〇町歩以上の大地主戸数(注、北海道をのぞく)のピークは、第3表のとおり、大正八年(一九一九)の二、四五一戸で、いっぽう農民運動の小作争議件数は、九年の四〇八件から翌一〇年には一、六八〇件へと、四・一倍と、いう大幅な急増ぶりを見せる。したがって九年前後が、地主制展開過程のうえで大きな変換の時期となることが分かるが、実はこの時点で、第一次大戦後の「戦後恐慌」(一九二〇年恐慌)がはじまり、日本経済はいよいよ本格的な独占資本主義確立の画期を迎えるわけである。

第4表 小作地率推移調 (福井県)[明治中期～昭和初期]

年次	明治30 (1897)	33 (1900)	40 (1907)	大正1 (1912)	6 (1917)	11 (1922)	昭和1 (1926)
小作地率	42.5%	45.4%	47.0%	47.6%	48.1%	48.7%	48.1%

注：『福井県統計書』により作成。

第5表 小作争議年次別件数調 (大正6～13年)

地域類型	府 県	大正6年 (1917)	7年 (1918)	8年 (1919)	9年 (1920)	10年 (1921)	11年 (1922)	12年 (1923)	13年 (1924)	計
東 北 型	秋 田	—	—	—	—	—	2	10	13	25
	青 森	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	岩 手	—	—	—	—	—	1	—	—	1
中 間 型	宮 城	—	1	—	—	—	1	1	2	5
	長 野	—	—	1	6	4	15	13	22	61
	富 山	2	2	—	3	4	2	13	8	34
	石 川	1	—	2	5	2	5	7	13	35
近 畿 型	福 井	2	2	2	3	27	26	31	17	110
	岡 山	—	36	11	22	22	100	33	18	294
	兵 庫	3	8	73	67	413	335	472	263	1,634
	大 阪	1	3	9	47	242	111	306	348	1,067
	和歌山	1	5	1	1	101	66	47	18	240

注：農林省農務局調『農政調査会文書』(農林水産省農業総合研究所蔵)により作成。

そこで福井県下の小作地率の推移状況を見  
ると、第4表のとおり、明治末期から四七  
台となり、さらに大正中期の六年(一九一七)

より四八%を上回り、一一年(一九二二)  
の四八・七%がピークとなる。  
また小作争議の発生状況は、第5表のお  
り本県下では、九年の三件

より翌一〇年には二七件と  
急増する。この点地域的に時  
期的なずれがみられ、概して  
先進的な「近畿型」の諸府県で  
は九年から一〇年への急増が  
目立ち、後進的な「東北型」  
諸県では、大正期よりむしろ  
昭和期に入って本格的な農民  
運動が生起するのである。

こうした農民運動の要因が、  
地主的土地所有と農民の小商  
品生産との間の矛盾・対抗関  
係によるだけに、農民運動の  
高揚がますます地主制を後退  
させることに着目せねばなら  
ない。そのさい小作争議の主  
導的役割を担うのが、本県下  
でも耕作規模一・一・五町程  
田の畠中左近家の大正八年(一九一九)と一  
三年(一九二四)の自作・小作米の収納状況

をを通じて次第に小作料減免等の諸要求をか  
ちとることにより、大正後期から昭和初期に  
かけて村落内での発言力を強め、中層農的存  
在に成長することとなる。  
そこで地主制後退を端的に示す小作料低落  
の動向に触れることにする。まず第6表につ  
き、実収小作料の実収高に対する割合を、大  
正元年(一九一三)と同一〇年(一九二一)  
とで比較した場合、概して三類型の各地域と  
も、一部の県をのぞき二・五%程度の低落が  
目立つ。ところが第7表における大正一〇年  
と一四年との比較では、最も先進的な本州西  
区(「近畿型」)の減額が著しく、ついで関  
東区・本州中区(「中間型」)で、本州北  
区(「東北型」)は、逆にわずかながら増額す  
るのが注目をひく。  
そこで本県の場合、大正後期になると、地  
主側として小作料収入の減退が目立ち、その  
不足を自作米の増収でできるだけカバーしよ  
うと努力する。

この点、大飯郡青郷村(現、高浜町)小和  
田の畠中左近家の大正八年(一九一九)と一  
三年(一九二四)の自作・小作米の収納状況

第6表 大正期の府県別一毛作田小作料の推移調

地域	年代	大正元年 (1912)			大正10年 (1921)			①と②の増減 (%)	
		契約小作料 (石)	(5年平均) 実納小作料 (石)	実納小作料の高に対する割合 (%) ①	契約小作料 (石)	(大正5~9年平均) 実納小作料 (石)	契約小作料の高に対する割合 (%)		実納小作料の高に対する割合 (%) ②
東北型	青森	0.859	0.804	51.9	0.900	0.900	45.0	45.0	-6.9
	岩手	0.978	0.898	59.4	1.150	1.120	55.6	54.2	-5.2
	宮城	0.886	0.755	52.9	0.950	0.910	49.2	47.2	-5.7
	秋田	0.834	0.768	54.3	1.011	1.006	51.3	51.1	-3.2
	山形	1.092	1.001	54.7	1.300	1.300	48.1	48.1	-6.6
	福島	0.899	0.830	50.2	1.000	0.990	50.0	49.5	-0.7
中間型	新潟	0.994	0.906	55.6	1.042	0.999	56.8	54.4	-1.2
	長野	1.090	0.978	54.1	1.214	1.147	55.5	52.5	-1.6
	群馬	0.876	0.797	54.0	0.945	0.914	51.2	49.6	-4.4
	岐阜	0.942	0.862	55.9	1.017	0.908	58.2	52.0	-3.9
	埼玉	0.903	0.779	52.0	0.955	0.918	55.1	53.0	+1.0
	富山	0.913	0.881	46.4	0.950	0.950	44.0	44.0	-2.4
近畿型	石川	1.094	1.087	51.1	1.027	1.021	53.5	53.2	+2.1
	福井	1.083	1.021	55.5	1.090	1.045	49.8	47.7	-7.8
	京都	1.107	1.023	55.8	1.154	1.049	57.6	53.3	-2.5
	大阪	1.310	1.119	54.0	1.241	1.061	57.0	48.7	-5.3
	兵庫	1.052	0.992	54.3	1.200	1.200	52.2	52.2	-2.1
	奈良	1.171	1.107	53.2	1.269	1.181	56.3	52.4	-0.8
岡山香川	和歌山	-	-	-	1.038	0.977	55.6	52.3	-
	岡山	1.058	0.968	56.4	1.103	1.025	60.4	56.1	-0.3
	香川	0.892	0.833	49.2	0.950	0.934	48.9	48.0	-1.2

注：栗原百寿『日本農業の基礎構造』（『昭和前期農政経済名著集』7. 農山漁村文化協会）第44表（P.175~177）により作成。

をみると、自作米は一三年が八年に比べ大幅に増加するが、小作米は逆に減少し、さらに自作・小作両米の合計額も減収となる。つまり自作米が一三年（四〇俵二斗八升）で八年（二四俵八升）の一・六七倍と増加するのに対し、小作米は実収で、一三年（一〇七俵二升）が八年（一五〇俵一升）の七二％に減額する。そのため自作・小作両米の合計額で、一三年（一四七俵三斗）は、八年（一七四俵九升）の八五％にとどまるわけである。

このように地主制がようやく後退過程に入った時期における地主・小作関係のさまざまな問題は、大正一〇年の農商務省農務局の行った「小作慣行調査」により、明りょうにうかがわれる。

まず「福井県小作慣行調査書」の第三、「小作料」の項目では、金納の傾向がふえてきたことと、「低落ノ趨勢ニアリ」と述べ、いずれも小作農に有利な条件を伝える。また「足羽郡上文殊村（現、福井市）小作慣行調査事項」（大正一一年二月）で、同村西袋の小作慣行調査委員平崎清貫は、「県村税が苛酷で、また米価の低落により、小作米を増加しない

第7表 地域別の小作料の動向 (大正10~14年)  
(単位: 反当石)

地 域	大正10年 (1921)	大正14年 (1925)	増 減
本 州 北 区 (「東北型」)	1.01	1.03	+ 2.0%
関 東 区 本 州 中 区 (「中間型」)	1.10 1.18	1.01 1.07	- 8.2 - 8.5
本 州 西 区 (「近畿型」)	1.36	1.19	-12.5
九 州 区	1.22	1.13	- 7.4
全 国	1.12	1.07	- 4.5

注: 1) 飯沼二郎『思想としての農業問題』(農山漁村文化協会、昭和56年) P113. (表12) により作成。

2) 「地域」欄の( )内は筆者による。

つぎに貴族院多額納税議員互選者の職業構成や納税額(地租・所得税・営業税)の順位等の動向からも、地主制の後退過程が如実にうかがわれる。第8表の大正七年(一九一八)・一四年(一九二五)両年度の互選者の職業構成を比較すると、七年では農業(一〇名)が圧倒的に多く、納税額についても、地租の一位のものが一名を数えるなど、地主層の

割と優位な動向が判明する。ところが七年後の一四年には、農業を職業とするものが三名に激減する。そして七年とは異なり、土木(一名)・羽二重商(一名)・織物商(一名)・機業(二名)が新たに加わるなど、上位一五名注、互選者の総数は大正一四年より上位一〇〇名の職業構成がいろいろしく多様化し、とりわけ機業者・織物商の進出が注目をひく。

しかも納税額についても、地租が一位となるものは皆無となり、所得税・営業税が大きいことにより互選者となるものが増加したのを端的に物語る。そして農業を職業とする地主層にしても、所得税額からみて地元銀行はじめ県内外の企業に投資し、相当な有価証券所有者となっていることがうかがわれる。

こうして大正七年には一五位内に入っていた地主層の大半が一四年になると、第8表の「農業者の大正一四年の順位」欄にみるとおり、一五位以下に顛落するなど、地主制後退の顕著さを見てとることができよう。

この点、明治四五年(一九一二)の遠敷郡内外海村(現、小浜市)の「小作慣行調査」で、当時地主制が確立している段階にふさわしく、高率の小作料のもとで、嚴重な小作米

かぎり地主経営の採算が成り立たない(第七章)と力説する。平崎家は当地区の代表的な上層農で、当時の地主側の窮状を端的に表明したものと見える。

検査にもかかわらず、小作奨励米を支給しないなど、地主側にはなほだ有利な条件で、地主・小作関係が保持されているのは、余りにも対照的だといえよう。

なお大正一〇年の「今立郡栗田部村(現、今立町)小作慣行調査」では、「小作料騰落ノ趨勢及其ノ原因」の調査項目で、「(小作料は)下落ノ趨勢ニアリ、近來商工業ノ發展ニ伴ヒ労働者ノ需要増加ニヨリ殊ニ青年ハ百姓ヲ厭ヒテ都会ニ集中スル傾向多シ」と述べ、機業はじめ商工業の發展が農家労働力を吸収し、小作料の低下をまねくことを率直に伝えるのである。この傾向は都市近傍の農村ほど顕著で、それだけに地主制の後退が急速に進むことになる。

「若越郷土研究」(福井県郷土誌懇談会)



第9表 羽二重主産地の生産額調

(単位：千円)

年次	福井	石川	富山	群馬	栃木	福島	新潟	7県/ 全国 ×100
明治20年	6	—	—	—	—	—	—	—
21	53	—	—	611	—	—	—	—
22	406	—	—	662	—	—	—	—
23	748	—	—	842	—	—	—	—
24	1,059	—	—	1,177	—	—	—	—
25	2,779	—	—	1,222	—	—	—	—
26	3,365	—	—	1,892	—	—	—	—
27	5,223	562	25	1,152	561	356	26	91.1
28	6,304	1,076	177	2,504	192	378	38	87.0
29	6,004	789	412	2,945	2,005	362	76	82.6
30	7,400	1,150	786	3,183	2,116	666	124	87.2
31	8,529	1,907	946	3,394	2,084	1,365	298	86.1
32	13,786	5,400	2,255	1,349	460	2,265	452	87.9
33	11,651	3,559	1,383	2,361	93	2,719	409	85.9
34	13,669	4,361	3,221	2,737	37	2,746	499	91.0
35	10,800	5,187	1,286	2,043	169	2,692	644	88.8
36	15,188	7,354	988	517	91	3,840	421	91.3
37	20,809	11,132	1,590	2,598	118	4,425	1,084	91.9
38	14,064	7,586	1,515	866	147	4,871	1,667	91.4
39	17,236	10,669	1,632	612	532	4,901	1,400	91.4
40	14,052	10,901	970	1,279	373	4,489	2,074	89.9
41	15,840	8,849	1,010	1,565	1	3,816	3,191	90.3
42	20,194	7,483	1,077	450	2	2,596	2,892	89.9
43	21,739	9,925	1,379	638	2	4,483	3,246	90.2
44	19,997	10,043	1,500	141	1	3,476	2,893	92.2
大正1	20,173	9,049	1,560	336	0	3,593	2,870	93.3
2	24,736	11,627	1,528	70	1	4,171	2,345	95.2

注：石井寛治「絹織物輸出の発展」(『横浜市史』第4巻上、昭和40年)第97表による。

ていた。かれらは小作料収入から資金を調達し、小作人家族から労働力を確保することにより、機業経営に割と容易に取り組むことができたのである。

ところで明治二〇～三〇年代では、機業経営資金を小作料収入から直接転化させる場合はもちろんであるが、金融機関や生糸商筋からの信用供与によって資金回転を行う場合も、その信用の基底には「土地所有」があり、また機業従事者を小作人家族に求めるなど、「土地所有」へ小作地経営が機業発展の起動力ともなっていた。

ついで明治四〇年代から大正初期の力織機導入による「動力化」過程の段階になると、「動力化」にともなう資金需要がきわめて大きいため、地主機業家としての「土地所有」につき、小作地からの小作料の取得それ自体を目的とするよりも、機業経営のうえでの資金調達、信用供与を受けるための担保物件としての性格が強くなる。

したがって、かつての小作料収入に大きく依存していた時期の地主機業家にみられたような農業生産への強い関心が、次第に稀薄化

する<sup>⑧</sup>。かれらのなかには所有地を処分して、織物工場経営の拡大をはかるものも増加する。このことは、とりわけ機業県としての福井県の場合、地主制後退の一因につながるとみてよい。機業の「動力化」が完了して間もない大正一〇年の前述の「小作慣行調査書」のなかでも、その間の事情を示唆するところがうかがわれる。

そこで機業生産の近代化の指標として、「工場」（職工一〇人以上）および「力織機率」の進展度を重視する必要がある。この点、福井県内でも郡市の地域による差異がかなり顕著に現われる。

実は明治四〇年代から進められた「動力化」が一応完了する大正八年（一九一九）についてみると、県下機業戸数六、六三二戸のうち、「工場」は八三七戸で全体の一二・六％を占める。一戸当りの織機数は四・八台（うち力織機率七二・一％）、職工数は五・六人（「工場」職工数の割合六五・二％）となる。

ところでこれらの県全体の平均値を下回るのは足羽・丹生・南条の三郡で、いっぽう大きく上回るのは、坂井・大野両郡と福井

市である。第10表により、それらの諸郡の機業の生産形態を比較すると、足羽・丹生・南条の三郡は、とりわけ「賃織業」が機業戸数中に大きな比重を占め、問屋制前貸生産関係の強じんな存続・展開を物語る。これに対して坂井・大野両郡では、「工場」・「家内工業」という独立経営者が圧倒的な比重を占める。

したがって同じ福井県内でも、「工場」経営という生産形態の近代化を積極的に進めた地域ほど、機業生産が飛躍的に発展し、いっぽう「賃織業」の前近代的な生産形態の目立つ地域での停滞性がきわめて顕著に表出するのに着目したい。

そこで全国的な府県レベルについても、近世後期よりわが国の主要機業地としての地位を確保した群馬・栃木両県の場合、新たに導入された輸出羽二重生産が、旧来の伝統的な問屋制前貸制の生産構造に規定される面が根強く、容易に近代的な「工場」制機業の生産形態をとり得なかったことは、福井・石川の北陸機業県とは著しく対照的だといえよう。

この点、とりわけ福井県の場合、「賃織業」などの前近代的な生産関係に左程拘束されない

第10表 郡市別機業生産形態調 (福井県・大正8年)

生産形態	郡市	福井	足羽	吉田	坂井	大野	今立	丹生	南条
工場 ( )内は比率		143 %	67 %	224 %	163 %	90 %	100 %	26 %	22 %
		(27.4)	( 3.1)	(28.4)	(44.5)	(42.1)	(13.2)	( 1.9)	( 6.1)
家内工業		155 (29.7)	764 (35.1)	167 (21.2)	198 (54.1)	123 (57.5)	125 (16.5)	40 ( 2.9)	55 (15.6)
織元		2 ( 0.4)	187 ( 8.6)	3 ( 0.4)	1 ( 0.3)	0	11 ( 1.5)	16 ( 1.1)	26 ( 7.2)
賃織業		222 (42.6)	1,157 (53.2)	396 (50.2)	4 ( 1.1)	1 ( 0.5)	523 (68.9)	1,319 (94.2)	256 (71.0)
機業戸数合計		522 ( 100)	2,175 ( 100)	790 ( 100)	366 ( 100)	214 ( 100)	759 ( 100)	1,401 ( 100)	359 ( 100)
1戸当り織機数 ( )内は力織機率		12.8 (83.0)	1.7 (22.7)	5.3 (80.1)	17.3 (90.2)	16.9 (98.4)	5.6 (88.3)	1.5 ( 9.8)	2.5 (67.6)
1戸当り織工数 ( )内は「工場」 職工の割合		9.7 (77.1)	1.8 (33.1)	4.4 (68.7)	13.3 (83.0)	14.3 (77.5)	4.5 (72.1)	1.3 (19.2)	2.7 (46.2)

注：『福井県統計書』により作成。

農村部での中小地主層が、競つて「工場」制機業への発展的生産形態に取り組んだことは大いに注目したいところである。

### 五、総括

明治・大正期の福井県下地主制の展開過程につき、まず地主制の

進展度の指標となる小作地率では、全国的水準をはるかに上回る高きで、明治二〇〜三〇年代にかけて割と早期に、地主・小作関係の広汎な展開がみられる。こうして一応三〇年代で同県の地主制が確立するが、地主の土地集中・集積の規模は左程大きくなく、むしろ

他の諸府県に比べて大地主のきわめて少ない地域性が検出される。

つぎに大正期の日本資本主義の独占段階への移行にともなう地主制の後退という全国的すう勢のなかで、福井県下の小作地率の推移状況、小作争議の内容や件数などから、同県地主制の後退過程にも、「中間型」の地域的特質が現われる。そしてこの段階の地主・小作関係にかかわる問題点が、大正一〇年の「小作慣行調査書」から判明することも指摘したところである。

さらに貴族院多額納税議員互選者の職業構成や納税額(地租・所得税・営業税)の順位等の動向からも、地主制の後退過程が明確にうかがわれるが、特に大正末期になると、農業を職業とするもの(大地主)が激減するのに対して、新たに羽二重商・織物商・機業経営者の進出がひととき注目される。

このさい明治後期の資本主義確立期における地主制の構造として、高率小作料と低賃金との相互規定関係のみられるなかで、県下輸出羽二重生産の急速な発展が、主として農村部の中小地主層によって担われたことに、し

つかり着目すべきであろう。<sup>⑦</sup>

しかも東北・関東の機業県が、とかく旧来の賃織業等の前近代的生産関係に規定されて、機業の順調な発展が阻害されたのに対して、福井県下の中小地主層が、「工場」制機業の近代的生産形態に積極的に取り組み、全国的に名実とも機業県に飛躍させたことにつき、本県地主制にかかわる注目すべき一断面として、新たな評価を加うべきものと思考される。

註

① 近世から近代への歴史過程の研究視角につき、近年さまざま「地域類型論」が提唱されている。戸谷敏之〔東北日本型・西南日本型（阿波型・摂津型）〕・藤田五郎〔後進地帯・中間地帯・先進地帯〕・古島敏雄〔東山養蚕地帯・摂津地帯〕・中村政則〔東北型・養蚕型・近畿型〕等の諸氏の各所説に共通するところは、商品生産の進展度の差異や商品経済化の深淺と剰余の有無等に基づく分類を試みている。筆者は後進的な「東北型」と先進的な「近畿型」、それに双方の間に位置

づけられる「中間型」の三類型を設定したい。

② 明治二十一年の農商務省『農事調査書』（『明治中期産業運動資料』）では、「近畿型」の府県はすべて一％以下であるのに対し、「東北型」・「中間型」では一％以上を占める諸県がかなりみられ、特に「後進型」において目立つ。

③ 通常小作地率の進展度が、地主制展開の一応の指標となるが、「近畿型」の諸府県では明治二〇～二五年代でいち早く四〇％台となり、地主制の確立を明示する。つきに「中間型」諸県では、三六年でほとんどが四〇％台となり、さらに「東北型」諸県では、四一年の段階で大半が四〇％台となつて、地主制が確立することが分かる。このさい北陸三県では二〇年で、富山県が五九・六％、石川県四〇・五％、福井県四〇・三％となり、「中間型」諸県のなかでは「近畿型」に最も類似するのが注目をひく。

④ 「家附記録簿」（第一号）〔明治二二（二六年）〕・「家事記録簿」（第二号）

（明治二七～三四年）（福井県三方郡三方町 小堀善七家蔵）（『福井県史』（資料編一〇）近現代一）福井県刊、昭和五八年）所収）による。

⑤ 「福井県農工銀行定款」の第二条に「当銀行ハ農業工業ノ改良發達ノ為資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トス」と規定し、同銀行設立委員には、山田敏（坂井郡高棕村）・藤野市九郎（坂井郡本荘村）・森田三郎右衛門（坂井郡三国町）・齋藤与二郎（今立郡舟津村）・久保九兵衛（丹生郡三方村）らの大地主が名を連ねる。

⑥ 地主制の後退過程を日本資本主義の発展段階に対応させる研究視角からすれば地主制後退第一期が独占資本確立期（一九二〇年恐慌～昭和恐慌）に相応することになる。実は地主制確立の段階では、地主制が日本資本主義の不可欠の一環として構造的に定置され、いっぽう日本資本主義も地主制を不可欠の構造的一環に組み込むことによつて確立することになったといえる。したがつて地主制の後退とは、日本資本主義に対してもつていた

地主制の構成的意義の低下を意味し、それとともに地主制の基本である地主・小作関係が動揺し変化したことを現わす。そのため肝心の地主・小作関係の動揺・変化を、地主経営の具体的動向や農民運動の高揚とに関連させて検討せねばならないことはもちろんである。

⑦ 「大正八年一月一二日小作米及自作米收穫覚」・「大正一三年四月田畑助作覚」(福井県高浜町小和田、畠中左近家蔵)による。

⑧ 「大正一三年三月福井県小作慣行調査書」(『農政調査会文書』農林水産省農業総合研究所蔵)。

⑨ 「足羽郡上文殊村小作慣行調査事項」(福井市西袋町、平崎伝右衛門家蔵)。

⑩ 第一章「小作ニ関スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点、理由及其方策」の(2)で、「現今ノ地主ハ県村税等ノ苛税ニ苦ミツツアルハ、第一ニ米価ノ下落ニ基因スルコトハ明瞭ナルモ、又小作米ヲ増加セザレバ、地主ノ財政ハ収支償ハズシテ負債ニ負債ヲ高ネ遂ニ大破産ノ窮地ニ陥ラント

シツツアリ、即チ吾ガ農界ノ中産階級タル地主ノ破滅ヲ防ガントスルニハ、小作米増徴実行ヲ絶叫スル所以ナリ」と、地主側の窮状を強調するのが注目をひく。

なお平崎家の明治三二年における農業経営にかかわる記録「農業史」・「農業人夫記」(『同家文書』(『福井県史』(資料編一〇(近現代一)所収))から、一部小作地を自作地に転換するため、年季奉公人を雇備するなど、地主側の農業経営に腐心する実情が明確にうかがわれる。

⑪ 「内外海村小作慣行調査書」(『明治四五年内外海村役場勸業書類』小浜市内海外公民館蔵)

⑫ 「粟田部村小作慣行調査書」(『岡本村役場文書』今立郡今立町、今立町立図書館蔵)。

実は「小作慣行調査」の前年、九年二月に、同村一円に大がかりな小作争議が生起している。小作人(約一〇〇人)の小作料減額要求のなかに、耕作権確保の企図が秘められるとともに、地主側と

対等交渉という新たな権利意識が明確にみられる点で、従来の地主・小作関係の一部質的な変換(地主制の後退)が検出される。したがって翌一〇年の「小作慣行調査書」のなかに、その間の事情の一面がうかがわれてはなはだ興味ぶかい。

⑬ 全国的にみて、租税収入中に占める地の比重が、大正六年(一三・一%)を最後に、翌七年(九・七%)からは一〇%を割り、その後は低下の一途をたどる。いっぽう所得税は六年を画期に地租を上回わり、その後はますます増加の傾向をとることが確認される(日本統計研究所編『日本経済統計集』による)。なお、高額納税負担者の地租と所得税の構成比には、府県によりかなり時期的なずれを見出すことができる。

⑭ 神立春樹『明治期農村織物業の展開』(東京大学出版会、昭和四九年)一四〇―一四八ページ参照。

⑮ 関正治・南侃『機業発達期における福井平野の農業』(『北陸農業試験場報告』第七号、昭和三九年)は、坂井郡下諸村

の機業地主の大半が、五町歩以下の所有規模であることを明らかにしている。

⑬ 関正治・南侃「機業発達期における福井平野の農業（前掲）・神立春樹「明治期農村織物業の展開」（前掲）は、坂井郡下の春江村の機業地の江留上と純農村部下の本荘村下番とを比較し、江留上では反収が明治三〇年ごろは急速に増加するが、機業の「動力化」が進展する四〇年代以降は次第に停滞的となるのに対し、本荘村下番ではかえって反収が増加し、大正初年で江留上を追い越すことを論証する。このことは、「動力化」を推進する段階での機業地主の農業生産への関心度の低下を如実に物語る点で、大いに注目したいところである。

⑭ 土地制度史学会編『資本と土地所有』（農林統計協会、昭和五四年）に、中村政則・暉峻衆三・西田美昭らの諸氏により詳細に報告されるとおり、近年来「日本近代化」の歴史性を規定する地主制の形成・確立・後退の全過程を一個の統一的な方法論的視角から把握する精力的な研究が

進められている。このさい特に日本海地域の北陸近代化路線の歴史的性格を見究め、また「地域類型論」的立場から「中間型」地域の特質を説明するためにも、とりわけ福井・石川両県に特徴的な機業経営と地主制との緊密な構造的連関に、実証的な照明を当てる必要性が痛感され、今後の重要な地域的研究課題と思考される。

⑮ 福井県のめざましい機業発展につき、北陸地方の真宗地帯としての地域性とのかわりについても視野に収める必要がある。つまり真宗教義の倫理性（注、R・N・ペラー『日本近代化と宗教倫理』（堀・池田訳、未來社、一九八二年）が、フランスのカルヴィニズムにみる「使命観」（「召命観」に似た新しい「職業倫理」の生成であると説く研究視角による）からみて、こうしたいわば「不断の禁欲的な職業労働を義務とする倫理的 성격」（高橋幸八郎『近代社会成立史論』御茶の水書房一九七六年）に類するものこそ、機業経営者および機業労働者（女工）の双方に大

きな教育力となるわけである。事実同県下の機業場で、明治後期の機業発展期に当たり、企業内の宗教教育がきわめて活発化したことを、旧東京高商の「福井・石川両県下織物調査報告」（明治三十三年）が具体的に伝える。いっぽう群馬・栃木両県の現地調査で、「工女ニハ宗教心全ク欠如ストイフモ可也（後略）」（東京高商「両毛地方機業調査報告書」同年）と述べるのは、まさしく福井・石川両県との比較によるものと考えたい。

〔付記〕本稿作成に当たり、諸資料の借覧など種々御高配をわずらわした福井県史編さん室・農林水産省農業総合研究所・福井県農林水産部総合農政課の方々に厚く御礼申し上げます。